嘉手納町立幼稚園在園児保護者様へ



「幼児教育・保育の無償化」

を実施します!

無償化の対象は

3~5歳児クラスの園児の**幼稚園の保育料**です。

- ※ 現在、在園している園児については、手続きは不要です。
- ※ 給食費については、年収360万円未満相当の世帯と第3子以降の子どもの世帯は、 給食費の一部が免除されます。手続き等については後日改めてお知らせします。 (第3子以降の子ども:小学校3学年以下の兄、姉が同一世帯に2人以上いる場合)
- ※ 預かり保育利用者の保育料の給付などの申請についても、後日お知らせします。

9月分の保育料について



~ ご注意ください! 保育料に変更があるかもしれません ~

4月~8月分の保育料については、平成30年度(平成29年1月1日から12月31日まで)の市町村民税所得課税額により保育料を算定しています。9月分の保育料については、令和元年度(平成30年1月1日から12月31日まで)の市町村民税所得課税額により算定することになりますので、8月分までの保育料と異なる場合があります。

【問い合わせ先】 嘉手納町教育委員会教育指導課 TEL:956-1111(内線259)